

電気興業
グリーン調達ガイドライン
Ver 1.00

2024 年 1 月

電気興業株式会社

目 次

	ページ
1. はじめに	2
2. グリーン調達ガイドラインの目的	3
3. 適用範囲	3
4. サプライヤー様へのご協力依頼	3
(1) 環境マネジメントシステムの構築	3
(2) 環境許可と報告	3
(3) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減	4
(4) 大気への排出	4
(5) 水の管理	5
(6) 環境負荷低減を考慮した設計	5
(7) 資源の有効活用と廃棄物管理	6
(8) 化学物質の管理	6
(9) 製品含有化学物質の管理	6
(10) 生物多様性の保護	7
(11) 情報提供のお願い	7
5. 資料取扱いについて	8
6. 問い合わせ先	8

別紙 対象物質群リスト

1. はじめに

第3次産業革命以降、社会は科学の発達と共に、それを利用した利便性を追求する活動を加速化してきました。その結果、気候変動による未曾有の災害や生態系の破壊等、地球環境全体に大きなダメージを残してきました。

世界各国はこの現象に危機感を持ち、社会活動の方向を修正するため、「SDGs（持続可能な開発目標）」や「パリ協定（温室効果ガスの削減）」等が宣言され、世界各国や企業を中心に改善活動を開始しました。

DKKでも、「DKKグループ環境基本方針」において“地球環境の保護及び循環型社会の構築を通じて持続可能な社会の実現に貢献する”ことを宣言し、企業活動を通じて、環境に対する取り組みを企業の社会的責任として積極的に取り組んでいきます。

DKKグループ 環境基本方針

基本理念

DKKグループは、地球環境の保護が我々人類にとって何より重要課題の一つであると認識し、法令遵守を基本として、環境への影響を低減するとともに、リサイクルやCO₂削減などを通じて積極的な活動展開を図り、地球環境の保護及び循環型社会の構築を通じて持続可能な社会の実現に貢献していきます。

行動指針

DKKグループは、提供する製品及びサービスを通じ、以下の指針に基づいて積極的な環境保護活動を継続的に推進します。

1. 環境マネジメントシステムにより、事業活動が環境に与える影響を常に認識し、環境保護の継続的改善及び環境汚染の予防に取り組みます。
2. 環境活動に関わる法律、条例、協定及び同意する顧客等からの要求事項を遵守します。
3. サプライチェーン全体を通じて、環境負荷を低減し、循環型社会の構築を目指します。
4. 環境に大きな影響を与える事業活動を中心に環境目標を設定し、定期的にこれを見直します。
5. DKKグループで働くすべての人に環境教育及び社内広報活動を実施し、環境保護に関する意識の向上を図ります。

2023年7月1日

代表取締役社長 近藤 忠登史

2. グリーン調達ガイドラインの目的

本ガイドラインは、上記基本方針に従い、環境負荷の少ない製品作りを通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献することを目的としております。

3. 適用範囲

本ガイドラインは、DKK が調達する全ての製品・部品・材料・サービスの購入品、その製造工程内に使用する金型・設備・試作品等設備機器、及び溶接棒・はんだ・加工液・洗浄剤・接着剤・燃料等の副資材（以下調達品）について適用します。

4. サプライヤー様へのご協力依頼

サプライヤー様には、下記項目に基づく環境保護活動に積極的なご協力をお願いいたします。ご協力頂いたお取引様の情報は、調達先選定時に際の考慮すべき情報として活用させていただきます。

（１）環境管理マネジメントシステムの構築

環境に対する監視・改善システムを構築して下さい。構築には、ISO14001、EA-21^{※1}、KESI^{※2}、エコステージ^{※3}等の第三者機関の認証またはそれに準ずるシステムを構築して下さい。

環境マネジメントの独自システムを有している、または構築を予定している場合、以下の項目が含まれている必要があります。

- ① 環境方針と環境目標の策定
- ② 環境目標達成の計画と実行
- ③ 環境管理体制の構築、及び環境管理責任者の設置
- ④ 従業員に対する環境教育の実施
- ⑤ 環境関連法規の遵守
- ⑥ PDCA による継続的改善

※1 EA-21「エコアクション 21」：環境省が策定した ISO14001 をベースとした中小企業向け EMS。PDCA により継続的に改善する手法を基礎とし、環境への取り組みを自主的に行う方法を定めている。

※2 KES「京都・環境マネジメントシステム・スタンダード」：京都議定書の発祥地から発信された規格。中小企業に対する普及を考慮し、シンプルで低コストのマネジメントシステム。

※3 エコステージ：環境マネジメントシステムを通じて、環境と経営をリンクさせた「環境経営システム」の構築を支援する。

（２）環境許可と報告

各法規制に基づき、設備・工程・化学物質等を管理してください。

- ・事業の所在地の法規制に従い、廃棄物処理法、省エネ法、大気汚染防止法など、一定の資格を取得した管理者の設置が義務づけられています。
- ・事業に用いる化学物質には、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置しなければならない物質があります。

- ・事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許可が必要な場合もあります。

(3) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

DKK グループは、重点取り組みとして、2030 年度までの温室効果ガス削減目標を立て、材料調達から生産工程・客先使用・廃棄まで、ライフサイクル全体での温室効果ガス発生量の削減を推進しております。



Scope1 : 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope3 : Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

【DKK グループの温室効果ガス削減目標】

Scope1&2 2030 年までに、2019 年度比 30%以上削減

Scope3 2030 年までに、2019 年度比 15%以上削減

DKK が顧客に納入する製品・サービスについて、ライフサイクル全体での温室効果ガス（主に CO₂）発生を抑制します。

Scope1 および Scope2 は、自社内でのエネルギー使用を対象としますので、自社内でコントロールができますが、Scope3 は、社外での温室効果ガス発生も視野に入れるため、自社のみではコントロールが出来ない部分となります。特に上流部分である素材・部品加工は、サプライヤー様のご協力無しでは、削減どころか現状把握すら難しい部分となります。

環境負荷の少ない製品を供給し社会に貢献するため、弊社と共に、サプライヤー様の温室効果ガス削減に対する積極的活動のご協力をお願いしたいと考えます。

(注) 上記算出方法の詳細は、環境省のグリーン・バリューチェーンプラットフォームを参照願います。(下記 URL)

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html

(4) 大気への排出

大気へ排出される揮発性有機化合物、塗料、微粒子、オゾン層破壊物質等の有害物質は関連法規に基づき、大気への排出を削減するための適切な対策を実施してください。

(5) 水の管理

水の水源、使用、排出を監視し、節水し、汚染経路を管理してください。

(6) 環境負荷低減を考慮した設計

① 省資源・省エネルギー

-1. 省資源化

地球環境の保護のため、小型化・軽量化・部品点数の削減等を考慮した設計を行い、消費資源および廃棄物の削減をお願いします。

-2. 希少資源の削減

可能な限り、希少資源を使わない設計とし、持続可能な調達を実施してください。

-3. 省エネルギー化

エネルギーの安定供給のため、出来るだけ消費電力を削減した設計をお願いします。

② 資源循環活用

-1. 材料の統一

使用材料は可能な限り統一してください。

-2. 再生材の使用

可能な限り、再生材利用の推進をお願いします。

-3. リサイクル化が可能な資源の使用

可能な限り、リサイクル等による再生が可能な素材としてください。

-4. 分解の容易性

分別廃棄のため、容易に分解可能な構造としてください。

③ プラスチックの環境汚染防止

-1. リサイクル可能なプラスチック材の使用

プラスチック類は、製品特性を損なわない限り、使用数の削減を行うか下記のリサイクル可能な素材としてください。

- ・ポリエチレン
- ・ポリプロピレン
- ・ポリスチレン
- ・ポリエステル

-2. プラスチックと他の素材が、容易に分解可能な構造（上記②-3 と同等）

-3. プラスチックの材料名表示

プラスチック材料の成型部品は、可能な限り下記 JIS 規格に従った材料名表示をしてください。

JIS K 6899 プラスチック—記号及び略語

(ISO 11469 プラスチック—プラスチック製品の一般的な識別とマーキング)

-4. 梱包材におけるプラスチック素材の削減

梱包材の本体や緩衝材等には、可能な限りプラスチック素材を使用しないでください。使用する場合は、通い箱等によるリユースを検討してください。

④ 運搬・梱包資材

-1. 梱包材のリサイクル化、リユース化

梱包材は、リサイクル等が可能な素材を使用するか、通い箱等の繰り返し再使用可能することを検討してください。

⑤ 長寿命化

長期間の使用が可能であり、修理や部品交換が現地で容易に実施可能な設計をお願いします。

⑥ 回避すべき加工方法

製品に使用するプラスチック材料には、可能な限り下記処理を行わないでください。処理を回避できない場合は、ご一報ください。

- ・プラスチック表面の塗装及びメッキ
- ・ラベル等の添付（材料がプラスチックと同種で、接着剤を使用しない場合を除く）

（７）資源の有効活用と廃棄物管理

リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑えてください。

有害性が特定されていない物質の廃棄であっても、廃棄物を特定し、責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施し、削減に努めてください。

物質の廃棄は、業務の所在地の法規則を遵守し、最小限に迎えることで、天然資源（水、化石燃料、鉱物など）を浪費しない対策をしてください。

（８）化学物質の管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、及び管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理してください。

（９）製品含有化学物質の管理

納品する素材・製品等に含有される化学物質を管理してください。

① 有害化学物質管理

国内外の各環境法規等にて規制される環境影響物質は、その管理規準に沿って、撤廃・抑制・管理の状況及び使用量等の報告を行ってください。

また、DKK が調達する製品・部品・材料・サービスに対する含有化学物質については、IEC62474（別表：対象物質群リスト）を通常監視物質とします。その他の物質については、DKK が指定した場合、回答をお願い致します。

-1. 含有禁止物質の不使用

別紙 対象物質群リストの「管理区分」項目にて、閾値以上禁止と記載されている物質は、弊社納入製品等に含有・添加・付着等をしないでください。

-2. 製造工程内での使用抑制物質の管理

抑制物質と記載された物質は、その使用有無を管理し、基本として閾値レベル以下になるようにしてください。また、特別な事情により含有・添加・付着している場合でも弊社に報告すると同時に、抑制計画・廃止計画を立ててください。

② 製品・部品・材料・サービス単位での調査

- 1. 5項(7)(8)に基づき、製品・部品・材料・サービスについての情報を提供していただきます。
- 2. 製品・部品・材料・サービスに含有化学物質については、原則として該当品の取引開始時点で調査いたします。
また、サプライヤー様にて4M変更(人・方法・設備・材料の変更)により、環境上の変化が発生した時点での提出をお願いします。
- 3. 調査物質は、基本、別紙「対象物質群リスト」について、調査・回答をお願いします。別途調査物質をDKKより指定された場合は、その物質の調査を優先します。別途調査物質を指定された場合は、その調査をお願いします。
- 4. 環境影響物質含有調査につきましては、経済産業省の主導により開発されたアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)の情報伝達スキーム『chemSHERPA※1』もしくは指定の回答書を使用して、情報の提供をお願いいたします。
- 5. 購入仕様書・図面等でグリーン調達に関する条項を個別に指示がある場合、個別仕様を優先します。

※1: chemSHERPAの詳細説明とソフトウェアは、下記WEBにて入手願います。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

(10) 生物多様性の保護

- ① 生物生息環境を保護するために、使用時・最終廃棄時を含めて、廃棄物および各環境法規にて規制される有害化学物質が自然界に放出されないよう管理してください。
- ② 生物由来の素材を使用する場合は、生物多様性保全への配慮をお願いします。

(11) 情報提供のお願い

①環境保護に対するサプライヤー様からのご提案

DKKが調達する製品・部品・材料・サービスについて、環境保護のためにより有効な手段・方法について積極的に提案してください。

②サプライヤー様の環境情報開示

DKKが調達する製品・部品・材料・サービスの製造工程内環境情報や、環境保護取り組み状況等を積極的に開示してください。

③各種調査依頼へのご対応

下記の調査依頼に対し、速やかに回答をお願いいたします。

- 1. 環境活動内容の調査
- 2. 環境上の問題点が発生した場合の調査
- 3. DKK が調達する製品・部品・材料・サービスの製造工程で使用される化学物質・含有濃度・物質量等の調査依頼

5. 資料取扱いについて

ご提供いただきました資料は、内部資料として弊社内にて共有させて頂き、弊社以外に公表することはありません。ただし、調査依頼に基づく提出資料等は、弊社の客先へのエビデンスとして利用させて頂くことが有ります。

6. 問い合わせ先

本ガイドラインに関する問い合わせ先は下記の通りとします。

グリーン調達推進窓口

E-Mail : green-procure@denkikogyo.co.jp

納入品に対する個別問い合わせ

電気興業株式会社 各事業所・支店内 購買部門

【発行元】

電気興業株式会社 総務部 環境推進課

〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル7階

【改定履歴】

Ver.	制改定日	主な改定内容
1.00	2024/01/09	新規制定